

水難学会ソーシャルメディア利用に関するガイドライン

1. 制定の背景及び目的

近年、フェイスブックやツイッター等のソーシャルメディアの普及に伴い、ソーシャルメディアを利用する機関が増加し、広報紙やホームページ等の広報媒体を補完し、相乗効果を図る目的での活用や、国際的視野に基づく普及戦略媒体として運用の幅が広がっています。

また、プライベートにおいてもソーシャルメディアを利用する者が増加し、スマートフォン等の普及と相まって、時間と場所を問わない気軽な情報発信が増えています。

一方で、ソーシャルメディアには、匿名性や一方的な記述が可能であるといった特性もあり、不正確な情報や不用意な記述が意図しない問題を引き起こし、社会に対して多大な影響を及ぼす恐れがある等、リスク対策をしっかりと行う必要があります。

そのため、ソーシャルメディアを使いこなすには、利用者がソーシャルメディアの特性や自らに関わる社会的規範等を十分理解する必要があります。

このような状況を踏まえ、一般社団法人水難学会（以下、「水難学会」という。）会員が学会活動又はプライベートでソーシャルメディアを利用する際の指針として、「水難学会ソーシャルメディア利用に関するガイドライン」を制定します。

ただし、本ガイドラインは、水難学会会員を対象として制定します。

2. ソーシャルメディアの定義

ソーシャルメディアとは、フェイスブックやツイッター等のように、インターネット上のサービスを利用して、利用者が情報発信し、あるいは相互に情報のやりとりができる情報伝達媒体のことをいいます。

3. 業務（活動）としての使用に関する事項

(1) 適用範囲

業務（活動）として広報広聴等を行うことを目的とし、水難学会公認アカウントを取得し利用する部局、委員会等に対して適用されます。

(2) 基本ルール

1. 運営主体・方針を明らかにする

公認アカウント作成時は、担当者と管理者を定め、事前にアカウントの目的等運営主体と目的を明らかにし、理事会の承認を受けるものとし、承認を受けた公認アカウントについては水難学会公式ホームページに掲載します。

2. 水難学会の公認アカウントであることを心がける

公認アカウントにおける情報発信では、水難学会の代表であることの自覚と責任を持ち、社会的な常識やマナーをわきまえた言動を心がけてください。また、意図せずして自らが発信した情報により誤解を生じさせたり、他者を傷つけたりした場合には、その事実を率直に認め、早急に訂正する等、誠実に対応するとともに、正しく理解されるよう努めなければなりません。なお、マスコットキャラクターを用いた情報発信においても同様とします。

3.寄せられたコメントへの対応

ソーシャルメディア上での議論を傾聴し、真摯に受け止めること。コメントへの対応には細心の注意を払ってください。専ら情報発信を行う場合は、プロフィール欄等にその旨を掲載してください。

4.法令・規則・守秘義務の遵守

公序良俗を精査し、ヒトとしての常識を遵守してください。判断基準は個人に委ねることになりますが、法令順守を絶対としてください。

特に個人が特定できる写真や映像、文書等を投稿する場合は事前に本人や所属団体、企業等に了解を得る等、基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権等に十分留意してください。

(3) 禁止事項

1.水難学会の公式見解でない情報及び秘密情報の発信

水難学会の公式見解でないもの(地域での議論によって形成された知見や意志形成過程にある知見等)は発信してはいけません。取扱いについては細心の注意を払い、勝手な言及や、憶測含みの発言は厳に慎んでください。

噂や未発表の事柄について尋ねられた場合も同様とします。

また、水難学会の役職上知り得た個人情報や機密情報、水難学会のセキュリティを脅かす恐れのある情報等は、発信してはいけません。

なお、水難学会が所有する、発行する書籍を含む知的財産を発信する場合は、原文に忠実に記述することとし、その出所を明示してください。

2.誤解をまねく発信

発信する情報は正確を期すとともに、その内容について誤解を招かないよう留意してください。

3.発信してはいけない情報

- ・個人又は団体を中傷し、又は誹謗する情報
- ・人種、思想、信条等を差別し、又は差別を助長させる情報

- ・違法・不当な情報又は違法・不当な行為を煽る情報
- ・政治活動・宗教活動を目的とした情報又は選挙活動を目的とした情報
- ・公正性又は中立性に疑義を生じさせるおそれのある情報
- ・信憑性・信頼性のない情報、又は噂や風評等を助長させる情報
- ・閲覧者に損害を与えようとしたり、わいせつな表現を含んでいる等、不適切な内容を掲載するサイトに関する情報
- ・個人や団体の許可を得ていない画像を含む情報
- ・その他公序良俗に反する情報

4. プライベートの使用に関する事項

(1) 適用範囲

この指針は、水難学会会員としての身分を有する者が、個人の立場で水難学会が展開する事業に関係する内容を、ソーシャルメディアを利用して公開する場合に適用されます。

また、本ガイドライン制定時において、すでに存在するソーシャルメディアについても、同様とします。

(2) 基本ルール

1. 常に自覚と責任を持ち良識ある言動を心がける

ソーシャルメディアの利用に当たっては、個人の発言の自由、思想の自由を尊重しますが、情報を発信する場合には、水難学会会員としての自覚と責任を持ち良識ある言動を心がけてください。

2. トラブルへの対応

意図せずして自らが発信した情報により誤解を生じさせたり、他者を傷つけたりした場合には、その事実を率直に認めて早急に訂正する等、誠実に対応するとともに、正しく理解されるよう努めなければなりません。

また、自らが発信した情報に関し攻撃的な反応があった場合は、冷静に対応し無用な議論となることは避けなければなりません。

3. 法令・規則・守秘義務の遵守

公序良俗を精査し、ヒトとしての常識を遵守してください。判断基準は個人に委ねることになりますが、法令順守を絶対としてください。

特に個人が特定できる写真や映像、文書等を投稿する場合は事前に本人や所属団体、企業等に了解を得る等、基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権等に十分留意してください。

(3) 禁止事項

1. 水難学会の公式見解でない情報及び秘密情報の発信

水難学会の公式見解でないもの（地域での議論によって形成された知見や意志形成過程にある知見等）は発信してはいけません。取扱いについては細心の注意を払い、勝手な言及や、憶測含みの発言は厳に慎んでください。噂や未発表の事柄について尋ねられた場合も同様とします。

また、水難学会の役職上知り得た個人情報や機密情報、水難学会のセキュリティを脅かす恐れのある情報等は、発信してはいけません。

なお、水難学会が所有する、発行する書籍を含む知的財産を発信する場合は、原文に忠実に記述することとし、その出所を明示してください。

2. 発信してはいけない情報

- ・個人又は団体を誹謗中傷する内容や他人に不快又は嫌悪の念を起こさせる情報
- ・人種、思想、信条等を差別し、又は差別を助長させる情報
- ・違法・不当な情報又は違法・不当な行為を煽る情報
- ・公正性又は中立性に疑義を生じさせるおそれのある情報
- ・信憑性・信頼性のない情報、又は噂や風評等を助長させる情報
- ・閲覧者に損害を与えようとしたり、わいせつな表現を含んでいる等、不適切な内容を掲載するサイトに関する情報
- ・個人や団体の許可を得ていない画像を含む情報
- ・その他公序良俗に反する情報

5. オープンういてまで実現に向けた対応

水難学会は、水の事故から命を守る“ういてまで: uitemate”を普及する手段としてソーシャルメディアを活用することを推奨します。

ただし、水難学会が直接関与するアカウント以外は、学会公認措置はとりません。

水難学会、ういてまで、uitemate を使用する非公認アカウントの存在を把握した場合、水難学会は当該アカウント管理者に対し、次の依頼を行うこととします。

- ・名称の変更
- ・削除
- ・非公認アカウントであることの明示

6. 不適切な投稿に関する対応

水難学会会員がソーシャルメディア上で、本ガイドラインに定める水難学会、ういてまでに関する不適切な投稿（文書、画像を含む）を確認した場合、すみやかに学会事務局に報告するものとします。

学会事務局は、会員から報告を受けた場合は直ちに学会理事会に通報することとします。
学会理事会は、事務局から通報を受けた場合は、その適否を判断します。さらにその結果に基づき、当該管理者に対し削除を含む内容改善の提案をすることができるものとします。

7. ガイドラインの変更

このガイドラインは水難学会理事会の議決により制定し、水難学会メーリングリストにより公開します。

また、内容を変更する場合も同様の手続きを取ります。

なお、水難学会公式ホームページに掲載し、周知します。

8. その他

このガイドラインに定めるもののほか、各ソーシャルメディアのアカウントの設置・運用に関することは別に定めます。

付則

このガイドラインは、平成 28 年 12 月 14 日から施行する。